

帯広市行財政改革「集中改革プラン」

(平成17年度～平成21年度)

帯 広 市

集中改革プラン策定の趣旨等

(1) 社会的背景

少子高齢化による人口減少社会の到来、国の構造改革や各種制度の改正など、社会全体が大きな変革の時代を迎えています。そうした背景のなかで、地方自治体においても、三位一体改革による地方交付税等の減少や景気の低迷による市税収入の減少など地方財政の抜本的な見直しが求められており、大変厳しい状況にあります。

地方分権社会の実現、来るべき時代に立ち向かっていくうえで、既存の仕組み、各種行政サービス等の見直し、改革が求められています。

行財政改革は、まさにこうした基礎的自治体としての行財政基盤を確立し、これら改革を通じ、住民に対し継続的に安定した行政サービスを提供していくため、不断に取り組んでいくものです。

(2) 集中改革プラン策定の経緯

本市では平成12年度～16年度までの5年間を計画期間とする第一次行財政改革において、民間委託等による徹底した行政のスリム化などに取り組みました。しかし、第一次行財政改革を推進している間にも地方分権社会の進展や国の三位一体改革など、自治体を取りまく環境はさらに厳しさを増してきたため、引き続き第二次行財政改革実施計画を策定し、現在、この計画の着実な実施に努めているところです。

こうした状況のなか、平成17年3月29日、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下「指針」という。)が策定されました。この指針では、地方公共団体は更なる改革を進めていくことが必要であるとし、「集中改革プラン」の策定とその公表を求めています。

(3) 集中改革プランの基本的な考え方

指針では平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画を平成17年度中に公表すること。その際可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民に分かりやすい指標を用いることとされています。

帯広市では、平成16年2月に前述の第二次行財政改革実施計画を策定しましたが、この実施計画は平成16年度から平成21年度までの6年間を計画期間とし、具体的な数値目標などを設定しています。このため、総務省の指針を待つまでもなく、集中改革プランに求められている項目のほとんどが含まれていることから、本市においては、当該実施計画を基本として、プラン策定・公表の要件である平成17年度から平成21年度の期間等に合わせ内容や仕様を調整し、指針に基づく本市「集中改革プラン」として公表するものです。

帯広市行財政改革「集中改革プラン」

< 事務事業の再編・整理、廃止・統合 >

1. 事務事業の再編整理等の目標							
(1)17年度～21年度までの5年間における再編・整理等の目標 (小計欄の数値は財政効果額<単位は百万円>)							
項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
事務事業評価による事務事業の見直し	事務事業評価システムにより既存事業の必要性・有効性及び成果等について検証・評価を行い、これに基づき効率的・効果的の実施に向け事務事業の改善、見直しを図る。						
小計		142	712	779	864	864	3,361
2. 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム							
(1)当該スキームの内容、基本的考え方	事務事業の担当部による指標を用いた一次評価を経て、企画・総務・財政の各部長と行財政改革推進事務局長で構成する評価委員会による二次評価の二段階で評価する。 二次評価原案を各部に示して関係部長ヒアリングを行い、助役、市長の確認を受け評価結果を公表し予算に反映する。						
(2)行政評価を活用する仕組の導入の有無	有り						
(3)外部の意見を取り入れる仕組みの導入の有無、その概要	ア 行財政改革推進市民委員会の意見聴取 イ 全ての事務事業の見直しの方向性をホームページで公表し市民意見を聴取 ウ 事業担当課は関係する団体や個人・機関等に見直し内容を説明し意見聴取を行い事業執行及び予算に反映させる。						
(4)スキームの公表(予定含む)の有無、公表方法	公表済。 市議会への報告。ホームページ掲載及び報道機関等で公表。						

< 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む) >

1. 公の施設についての取組目標(以下の施設の種類ごとに)						
< 施設の種類 >						
レクリエーション・スポーツ施設(球技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、ゴルフ場、海水浴場、国民宿舎、宿泊休養施設 など)						
産業振興施設(情報提供施設、展示場施設、見本市施設、開放型研究施設 など)						
基盤施設(駐車場、大規模公園、水道施設、下水道終末処理場 など)						
文教施設(県・市民会館、文化会館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家 など)						
医療・社会福祉施設(病院、老人福祉センター など)						
その他						
(1)16年度末時点における						
ア 指定管理者制度導入済み施設数						
0	0	0	0	0	0	0
イ 業務委託実施済み施設数(124施設)						
30	8	48	2	30	6	

ウ 全部直営施設数(279施設)

3	1	228	7	24	16

(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標

ア 平成17年度に共同作業所等4施設を民間へ移行。
イ 平成17年度にへき地保育所7施設と児童保育センター21施設、計28施設に指定管理者制度を導入。

平成18年度に80施設に指定管理者制度を導入予定。

平成18年度以降は現在直営管理の279施設について指定管理者制度導入の趣旨を踏まえ管理のあり方を検討。

項 目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
外郭団体等 の見直し	外郭団体等について市の関与のあり方を見直すため「関与団体見直し方針」を策定し、各団体の点検評価作業を通じて業務の改善、人員体制の見直し、情報公開など適切な指導を行うとともに、特に公の施設管理に係わる団体について指定管理者制度の導入を踏まえた経営改善を促す。						
小 計		120	240	240	240	240	1,080

2. 公の施設以外の施設についての取組目標

16年度末時点における	ア 全部委託実施済施設数 0 イ 一部委託実施済施設数 26 ウ 全部直営施設数 77
-------------	---

3. その他の事務についての取組目標(以下の事務の種類ごとに)

< 事務事業の種類 >

本庁舎清掃、本庁舎夜間警備、案内・受付、電話交換、公用車運転、し尿処理、一般ごみ収集、学校給食、学校用務員事務、水道メータ検針、道路維持補修・清掃等、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、情報処理・庁内情報システム維持、ホームページ作成・運営、調査・集計、総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)、その他

(1)16年度末時点の委託状況

	全部委託	一部委託	全部委託
	全部委託	一部委託	一部委託
	嘱託化	一部嘱託	一部委託
	嘱託化	全部委託	全部直営
	再任用	一部委託	一部委託
	全部委託	全部委託	

(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標

(下表の()内は「定員適正化計画」の内数。単位:百万円)

項 目(民間委託等による事務事業の見直し)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
学校給食共同調理場の調理業務の見直し	現行の調理業務について、「学校給食衛生管理基準」に則した新たな施設・設備のあり方について検討するとともに、民間事業者が余裕を持った習熟期間を確保できる体制と状況を構築した上で、より確実な民間移行を目指す。						
	新たな施設のあり方について、民間移行を含めて検討						
	職員配置体制の見直し						
小 計		(75)	(75)	(75)	(75)	(75)	(375)

項目(民間委託等による事務事業の見直し)		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
電算処理業務の見直し	電算処理業務の安定稼働やセキュリティの確保、効率性・経済性などの要因を念頭に業務委託仕様を検討し、当面は庁舎内で業務を遂行した後、最終的に業務を全て外部に委託する。						
	業務の委託実施	→					
	業務の外部(データセンター)への移行準備		→				
	業務の外部(データセンター)への移行				→		
小計		(3)	(6)	(10)	(15)	(22)	(56)
火葬場の管理運営業務の見直し	火葬場管理運営業務を民間に委託する。						
	委託業務の検討						
	業務委託の実施						
小計			(4)	(4)	(4)	(4)	(12)
公害防止監視・測定業務等の見直し	水質汚濁・悪臭・大気汚染・騒音などの環境測定業務について一部を委託する。						
	水質汚濁・悪臭に関する測定業務委託の実施						
	大気汚染・騒音に関する測定業務委託の実施						
小計		(2)	(6)	(6)	(6)	(6)	(26)
ごみ収集業務及び車両整備業務の見直し	可燃・不燃・大型ごみの有料化後の排出量動向を見極めて収集体制の見直しを行い、ごみ収集業務等を民間委託する。						
	有料化後の排出状況等調査及び収集体制見直し						
	業務委託の実施						
小計			(12)	(12)	(12)	(12)	(48)
市立保育所の管理運営業務の見直し	児童数の地域バランスを勘案し、統合も含めた再配置を踏まえて、順次民間に経営を移行していく。					→	
	保育所での調理業務を民間に委託する。						
	モデル保育所による実施		→				
	全公立保育所での実施				→		
PFI等契約方法の見直し	公共建築物について民間のノウハウを生かし、財政負担の軽減や効率的で質の高い公共サービスを提供するため、PFIなどの導入について検討する。 (平成17年度に導入ガイドラインを作成)	→					→

< 定員管理・給与の適正化関係 >

定員管理の適正化関係		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
1 平成17.4.1～平成22.4.1までの定員管理の数値目標							
(1)数値目標の基本的考え方	一般・特別・企業会計及び特別地方公共団体・公益法人等の派遣職員を対象						
(2)数値目標の設定の仕方	本市の定員適正化計画(H16年度～H21年度、減員目標数163人)に基づくH17年度～H22年度の数値目標。定年退職者数の50%不補充。						
(3)採用者・退職者の見込み	H17年度～H22年度までの減員計画数 137人(H17= 15人、H18= 19人、H19= 35人、H20= 29人、H21= 39人)、H22.4.1職員数 1,465人。						
項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
定員適正化計画の策定	定員適正化計画に基づき平成17年度から平成22年度までの定年退職者の一定数の不補充などにより職員数の抑制を図る。 < 目標 > 新規採用者数を毎年度定年退職者の約50%補充とし、職員定数を137人減員	→					
小計		81	139	402	606	912	2,140

2 平成11.4.1～平成16.4.1までの純減実績	
(1)過去の純減実績の内容	純減員数=168人減(内訳=退職者数365人、採用者数197人。削減率=H11.4.1の1,748人に対し 9.61%)
3 適正化計画の見直し状況	
(1)見直しの経緯、内容等	H16年2月策定済。
(2)今後の見直しの予定等	計画より早い速度で削減が進行していることから、必要に応じて業務執行体制等の点検を行う中で見直す。

給与の適正化関係

1 過去の実施状況						
項目	過去の実施状況					
(1)高齢層職員昇給停止	55歳昇給停止=H13.4.1施行(経過措置あり)					
(2)昇給運用の是正	退職日特別昇給の廃止(公務上死亡等除く)=H17.1.1実施					
(3)退職手当の支給率の見直し	支給水準の引下げ 調整率110/100 104/100に(H16.10.1実施)					
(4)特殊勤務手当の適正化の実施	月額単位の特殊勤務手当を日額化=(H17.4.1施行)					
(5)その他の手当の適正化	:原則国と同水準。					
2 今後の実施内容、実施予定年度						
(1)高齢層職員昇給停止	} 下記の「人件費総額の抑制」項目で実施					
(2)昇給運用の是正						
(3)退職手当の支給率の見直し						
(4)特殊勤務手当の適正化の実施						
(5)その他の手当の適正化						
項目(人件費総額の抑制)	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
人件費総額の抑制	特殊勤務手当等の各種手当や昇給など給料の運用をはじめ、職員等の給与・報酬のあり方等を見直し、人件費全体の抑制を図るとともに、業績重視の給与体系への転換を進める。					
小計	462	827	232	237	233	1,991

定員・給与の公表

1 17年度の公表状況	
(1)インターネットHPへの掲載の有無	有
(2)国の公表様式への準拠	準拠
(3)その他の媒体による公表の状況	広報紙へ掲載済
2 今後の計画等	
改正地方公務員法に基づく公表条例は施行済。	

< 第三セクターの見直し関係 >

既存法人の見直し

1 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定							
(1)16年度末時点における総合的な指針・計画の策定状況		帯広市が出資・えん又は財政的・人的支援等を行っている55団体について「関与団体見直し方針」をH16年7月に策定済。 集中改革プランの見直し対象は19団体(出資等比率25%以上又は財政的・人的支援など市と関わりの深い団体) 第三セクターは14団体(出資等比率25%以上又は第一位出資及び役員等を派遣している民法・商法法人) 経営改善指導団体は9団体(出資等比率50%以上又は財務規模50%以上等市と密接な関わりのある団体)					
(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標		ア 事業内容、経費の見直しによるコスト縮減 イ 職員体制・給与の適正化等による組織の簡素化、軽量化 ウ 自主財源及び自主事業の拡大等による行政依存からの転換 これらの取組によりH17～H19年度の3年間で一般財源の15%を削減する。					
項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
外郭団体等の見直し(上記-1の再掲)	外郭団体等について市の関与のあり方を見直すため「関与団体見直し方針」を策定し、各団体の点検評価作業を通じて業務の改善、人員体制の見直し、情報公開など適切な指導を行うとともに、特に公の施設管理に係わる団体について指定管理者制度の導入を踏まえた経営改善を促す。 < 目標 > 3年間で一般財源の15%削減						
小計		(120)	(240)	(240)	(240)	(240)	(1,080)
2 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定							
(1)16年度末時点における第三セクターの法人数		第三セクターの法人数は14法人。ただし、集中改革プランの見直し対象は19団体(出資等比率25%以上又は財政的・人的支援を行うなど市と関わりの深い団体)とする。					
(2)17年度～21年度までの5年間の見直し実施予定		H17～19年度の3年間で市が支出する一般財源を15%削減する。					

監査・点検評価・情報公開の体制等

1 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標			
(1)16年度末時点における			
ア 関与法人の法人数	< 対象法人 > 出資等比率が25%以上又は財政的・人的支援を行うなど市と関わりの深い19団体。		
イ うち外部監査体制のある法人数	なし		
ウ うち委員会等による定期的な点検評価がなされている法人数	なし		
(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標			
2 情報公開実施状況及び取組目標			
(1)16年度末時点における			
ア 関与法人のうち地方公共団体が次の区分毎に情報公開を行っている法人数	A	B	C
A.財務諸表の概要 B.財政支援の状況・必要性 C.今後の見通し及び点検評価の結果	12法人	なし	なし
(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標			
上記「外郭団体等の見直し」項目のとおり			

第三セクターの役職員と給与の見直し

1 役職員数の削減計画	
(1)16年度末における役職員数、役職員の削減計画の有無	経営改善指導団体(9団体)の状況 ア 役員数158人(常勤・非常勤含む) イ 職員数323人(常勤・非常勤含む) ウ 法人自ら策定した「経営改善計画」に基づく削減計画有
(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標	「関与団体見直し方針」を策定し、団体自らの経営改善計画策定による経営改善を促す。
2 今後の給与の見直し計画	
(1)16年度末時点における第三セクターの給与の見直しに関する計画の策定状況及び策定(改定)予定	経営改善指導団体(9団体)の状況 法人自ら「経営改善計画」をH16年9月策定済。 役職員体制等組織の簡素化・軽量化に向けた見直し。
(2)17年度～21年度までの5年間の取組目標	「関与団体見直し方針」を策定し、団体自らの経営改善計画策定による経営改善を促す。

< 経費節減等の財政効果関係 >

経費節減等の財政効果

1 歳入関係(H11～H16年度までの経費節減等の実績)	
(1)超過課税の実施、法定外新税	法人市民税の税率の見直し検討(H16年度)。
(2)税の徴収対策	各歳入項目ごとに数値目標を設定した収納率向上対策実施計画を策定。コンビニ納付推進等で55百万円増収(H16年度)。
(3)使用料・手数料の見直し	全ての使用料・手数料等についてコスト回収率100%に向けて料金を見直し(H16年度)。
(4)新規有料化の検討	家庭系ごみの有料化(H16年度)。
2 歳出関係(H11～H16年度までの実績)	
(1)人件費削減	
職員削減	
下記(3)「民間委託による事務事業削減」の項目で実施	
給与等削減	
職員	給料 手当 旅費・特殊勤務手当・被服貸与・通勤手当・管理職手当等の見直しにより177百万円削減。
(2)組織の統廃合	
H15年度上下水道部統合。	
(3)民間委託による事務事業費削減	
H12～16年度で170人減員。2,685百万円削減。	
うち指定管理者制度導入によるもの(内数)	なし
(4)施設等維持費の見直し	} 財政運営等による見直し実施。2,396百万円削減。
(5)補助金等の整理合理化	
(6)投資的経費の見直し	
(7)内部管理経費の見直し	
(8)その他事務事業の整理合理化	
(9)その他	

3 歳入関係(H17～21年度までの5年間の取組目標、施策内容)

(単位:百万円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
課税自主権の検討	国の三位一体改革と並行して地方税の税率の見直しを行う						
	法人市民税の税率の見直し						
	固定資産税の税率及び負担水準の見直し						
	新税の検討						
小計		125	125	125	125	125	625
市税等収納率向上対策の推進	財政課関係各課	各歳入項目ごとに数値目標を設定した収納率向上対策実施計画を策定するとともに、収納率向上緊急対策本部のもと具体的な取り組みを展開する。					
	納税課	<目標>市税=91.00%					
	児童家庭課	<目標>常設保育所保育料=80.63%					
		<目標>へき地保育所保育料=99.60%					
	<目標>児童保育センター-保育料=81.12%						
	住宅課	<目標>公営住宅使用料=96.84%					
	学校給食共同調理場	<目標>学校給食費収入=95.24%					
	国保課	<目標>国民健康保険料=71.27%					
	介護保険課	<目標>介護保険料=96.18%					
	料金課	<目標>水道料金=87.59%					
<目標>下水道使用料=86.63%							
小計		44	83	116	143	165	551
徴収体制の強化・見直し	専門的な徴収体制及び広域的徴収体制を検討する。						
使用料・手数料の改定	すべての使用料・手数料等についてコスト主義を基本に総点検するとともに、負担の公平性の確保及び受益者負担の原則からコスト回収率100%に向け検討し、適正料金に改定する。						
小計		168	168	168	168	168	840
新規有料化の検討	受益者負担の原則に基づき家庭系ごみ、パークゴルフ場の新規有料化を検討し、実施する。家庭系ごみはH16年10月から有料化						
	パークゴルフ場の管理一元化及び一部有料化						
小計		202	215	230	244	253	1,144
減免規定の見直し	「減免制度統一基本方針」を策定し、免除制度及び減額(5割)制度の運用を統一する。基本方針は平成15年度に策定済						
利用料金制度の導入検討・一部導入	公の施設利用料について利用料金制度の導入を検討する。また、平成15年度に新設された「指定管理者制度」との関係併せて検討する。						
	制度導入の検討・一部施設の導入						
歳入関係その他							
予算編成手法の見直し	限られた財源を効率的に配分するため、成果重視の予算編成に転換する。						
	事務事業評価を反映した予算編成の実施						
	政策評価を反映した予算編成の実施						
	予算編成の庁内分権化の検討・試行						

現年度と過年度を合わせた全体の収納率の最終(平成21年度)目標値

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
債務負担行為の見直し	高金利の資金を低金利の資金へ借換し、負担軽減を図る。						
	社会福祉法人施設建設費補助金の負担軽減の検討		→				
小計		132	92	56	41	0	321
ペイオフ対策	公金管理の安全性を確保するため、預金債権と借入金債務との相殺を基本としたペイオフ対策を実施する。						
	預金債権及び借入金債務の金融機関ごとの調整等					→	
	制度融資資金から利子補給方式への転換の検討						
果実運用型基金の廃止	基金対象事業の見直しを図るとともに、果実運用型基金を廃止し元金取崩型基金へ転換する。(H16年度実施済)						
小計		154	108	91	96	90	539
特定目的基金の統廃合	同種基金の統合や少額基金を統廃合することにより、基金管理の省力化及び効率的運用を図る。						
	基金の一元化						

4 歳出関係(H17～21年度までの5年間の取組目標、施策内容)

(単位:百万円)

項目		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
(1)人件費削減							
職員削減							
上記 -1「定員適正化計画の策定」再掲	平成16年度から平成21年度までの6年間の定員適正化計画を策定し、定年退職者の一定数の不補充などにより職員数の抑制を図る。 <目標>新規採用者数を毎年度定年退職者の約50%補充とし、職員定数を163人減員					→	
小計		(81)	(139)	(402)	(606)	(912)	(2,314)
再任用職員の活用計画の策定等	高齢者雇用の促進と新規採用者のバランスを図るとともに、人件費全体の抑制を考慮しながら、再任用職員を計画的に活用する。						
	フルタイム勤務職員の任用					→	
	任期付職員制度の検討					→	
定型的嘱託職員の職務、配置の総点検等	定型的嘱託職員の職務内容、配置人員数などについて、全庁的な点検を行い、採用・配置・報酬等の基本的な考え方を再整理し、見直しを行う。					→	
小計		0	0	13	13	13	39
給与等削減							
上記の「人件費の総額の抑制」項目で実施							
勤務時間数等の見直し	市民サービス向上の観点から、勤務時間数や年末年始の休日、休暇制度及び振替勤務のあり方を含め全体について点検・見直しを行う。					→	
小計		0	3	3	3	3	12
新人事評価制度の導入	能力等級制の導入など公務員制度改革の方向性を踏まえ、新人事評価制度(職務遂行結果、業績評価など)の導入を図る。					→	

給与等削減		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
人材育成の強化	新人事評価制度と連携した人材育成基本方針を策定し、人材育成の強化を図る。						
	人材育成基本方針の策定						
	研修制度の再構築						
	庁内公募制度の実施						
その他							
うち福利厚生事業		(H16年度事務事業評価により見直し実施)					
(2)組織の統廃合							
組織機構の見直し	時代の変化に対応した効率的な組織に向けて点検・見直しするとともに、横断的諸課題に対応できる組織を検討する。						
審議会等の見直し	各種審議会等の目的、機能等を再検討し、類似する審議会等の統合を行うとともに、機能的で効率的な運営に向け見直しを図る。						
(3)民間委託による事務事業費削減		上記の「民間委託等」項目で実施					
うち指定管理者制度導入によるもの(内数)		上記の「外郭団体等の見直し」項目で実施					
(4)施設等維持費の見直し		上記の「事務事業評価」項目で実施					
(5)補助金等の整理合理化							
補助金負担金の見直し	「補助金・負担金見直し方針」を策定し、補助金・負担金の見直しを行う。 <目標> 2年間で概ね30%削減						
	補助金負担金の見直し						
小計		203	406	406	406	406	1,827
(6)投資的経費の見直し							
新ガイドライン設定	財政構造を中長期的な視点で健全化する。						
	経常収支比率や起債制限比率、市債発行枠に加え、財政ガイドラインに新たな財務指標を設定						
	バランスシートや行政コスト計算書を活用した分析手法の検討						
通常債発行枠の抑制	臨時財政対策債の今後の動向と調整を図りながら、起債発行枠を抑制する。 <目標> 平成19年度以降毎年5%削減						
小計		0	0	0	5	14	19
普通建設事業の抑制	普通建設事業を抑制し、単年度財政負担を抑制する。 <目標> 平成19年度以降毎年5%削減						
小計		0	0	93	166	220	479
(7)内部管理経費の見直し							
公用車の有効活用	公用車の有効活用を図るため、課単位から部単位への管理換えなど、効率的運用及び管理手法を検討し、公用車の削減を図る。 <目標> 一般車両の20%削減						
	課ごとの使用から部内での共用の試行						
	部単位での管理・運行体制の実施						
小計		0	3	4	4	4	15
庁外団体への事務的関与の見直し	行政の役割分担の明確化と団体の自主・自立を促すため、事務局の独立や団体事務の主体的取組への移行など、行政の事務的関与について見直しを行う。						
	市関与のあり方の検討						
	団体の自主・自立						

(7)内部管理経費の見直し		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	合計
電子市役所の推進	「地域情報化推進プラン」に基づき、市民の利便性の向上を進めるとともに、市役所内部の業務システムを改善し電子市役所の推進を図る。						
	庁内情報基盤の整備	→					
	電子申請、電子調達等の実現	→					
	共通事務のIT化や既存システムの見直し	→					
公共工事の電子入札	入札制度の見直しを図るとともに、北海道の電子入札への取組と連携しながら、帯広市に適した電子入札システムの導入を検討する。 また、導入にあわせて入札結果、契約結果等の各種情報をインターネットで公開する。						
	電子入札システム導入		→				
	各種情報の公開		→				
道路維持管理業務の見直し	除雪業務とパトロール体制を強化するための見直しを行い、効率的な道路維持管理業務体制の確立を目指す。						
	現行の業務体制を検証しながら、直営業務と民間委託業務の見直し	→					
	夏期と冬期の業務執行体制の検討	→					
(8)その他事務事業の整理合理化		上記の「事務事業評価」項目で実施					
(9)その他							
政策評価システム手法の確立	限られた財源を真に必要な事業へ配分を行うため、政策評価システムの構築を目指す。	→					
評価結果の公表と活用	評価結果を毎年度の予算編成や総合計画の策定・進捗管理等に活用する。	→					
市民協働指針の策定	平成15年度中に指針の策定を行い、今後の市政執行の柱のひとつとして位置付けていく。 平成15年度中に策定済						
市民協働指針の定着・推進	マニュアル(手引書)の作成を行うとともに、市民協働の取り組みを広げ、指針の定着と推進を図る。 また、行政基本条例の制定に向け検討を進める。	→					
行政情報の提供	IT(情報通信技術)などを活用した情報提供の推進(1課1ホームページなどの充実)や新たにパブリック・コメント(住民意見提出手続)制度の導入を図る。	→					
合 計		1,833	3,121	2,958	3,361	3,710	14,983